

主要な研究業績

□論説 単著「消費者被害救済法理としての未成年者取消権の法的論点」消費者法研究2号（信山社）2017年1月

□論説 単著「未成年者の行為能力の考え方—成年年齢下げの議論を踏まえて」自由と正義69巻11号（日本弁護士連合会）2018年11月

□著書 共著『18歳から考える消費者と法〔第2版〕』法律文化社（2014年8月）

最近の研究業績

□論説 単著「高齢の消費者と不動産取引—有料老人ホーム入居契約を素材に」現代消費者法44号（民事法研究会）2019年9月29日

□論説 単著「成年年齢下げと若者の契約にかかると消費者被害」月報司法書士569号（日本司法書士連合会）2019年7月

□著書 共編著『判例から学ぶ消費者法〔第3版〕』民事法研究会（2019年11月）

□研究テーマ

消費者の視点から見た契約法を中心とする民法学

□研究の取組み

私の民法にかかわる研究は、大きく分けて、実務的な観点からの実践を前提とした活動及び社会の変化を踏まえた消費者契約の理論的な研究に分けることができます。

前者の例としては、現在、特定適格消費者団体「消費者支援機構関西（KC's）」の常任理事として、消費者契約に関する集団的消費者被害回復制度や不当条項や不当勧誘行為の差止め訴訟に、ひとつは理事として意思決定の過程に、もうひとつは弁護士として実際の訴訟の遂行に関与しています。消費者には救済を受ける権利があります。そして、その権利の行使を通して、消費者は公正で安心できる市場の構築に貢献することができます。もっとも、個々の消費者が適切な権利行使をすることは容易ではありません。その実現のためには、権利行使に係る消費者教育も重要です。また、特定適格消費者団体などのNPOが消費者の権利を代表して行使することで、消費者の権利を具体的に機能させていくことも求められています。そのための社会的基盤や法や制度のあり方を、実践を通して明らかにしていきたいと考えています。

理論的な研究課題は、民法とりわけ契約法における人の具体化にあります。民法は「人」を対等平等な主体と捉えています。もっとも、消費者契約法が消費者と事業者との間に構造的な格差があると規定するように、観念的に対等平等を語るだけでは、実際の契約の締結過程や内容にかかる

法律問題を解決することはできません。例えば、民法が改正され、2022年4月1日から成年になる年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることが決まっています。民法は、未成年者に法定代理人の同意を得ていない契約を取り消すことができるとしています。言わば、対等平等の例外として未成年者を取り扱っているのです。これは、法的にどのような意味があるのか。どのような価値を実現するために、そうした制度が近代私法を持つ国々で共通に導入されているのか。一方で、ネット社会の広がりや、子どもであっても取引の当事者となってしまう現実が広がっています。あるいは、取引社会での高齢者の自由の擁護と不当な契約からの救済の課題もあります。2019年11月の消費者法学会では、「高齢の消費者と不動産取引—有料老人ホーム入居契約を素材に」という報告をする予定になっています。

民法や消費者契約に関する特別法は、取引社会の変化に、人を具体的に考えることでどのような対処ができるのか。それらの課題を具体的な問題の解決を意識しながら、明らかにしていきたいと考えています。

学内における活動

- 大学院委員会委員
- 大学院FD委員会委員
- 元法務研究科長

学外における活動

- 日本消費者法学会理事
- 消費者支援機構関西（KC's）常任理事
- 消費者ネット関西副理事長
- 損害保険協会紛争解決委員会委員
- 大阪弁護士会弁護士
- 京都府消費生活審議会委員
- 奈良県消費生活審議会委員
- 参議院法務委員会参考人